

第 1 号 様 式 （ 第 4 条 関 係 ）

政策会議案件書（ 審 議 案 件 ）

令 和 7 年 1 月 3 0 日 提 出

案 件 担 当 部 課 等	保 健 福 祉 部 保 険 年 金 課
案 件 名 称	三 浦 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 基 本 方 針 に つ い て
部 門 経 営 会 議 審 議 し た 日	—
資 料 の 有 無	☒ 有 ☐ 無
審 議 依 頼 事 項 三 浦 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 基 本 方 針 を 別 紙 の と お り 決 定 す る こ と に つ い て	
現 状 と 課 題 持 続 可 能 な 医 療 保 険 制 度 を 構 築 す る た め の 国 民 健 康 保 険 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 （ 平 成 27 年 法 律 第 31 号 ） が 平 成 30 年 4 月 1 日 に 施 行 さ れ 、 国 民 健 康 保 険 制 度 が 見 直 さ れ た 。 改 正 後 の 国 民 健 康 保 険 制 度 で は 、 都 道 府 県 は 、 市 町 村 ご と の 医 療 費 水 準 、 所 得 水 準 に 応 じ た 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金 の 額 を 決 定 し 、 ま た 、 こ れ を 納 付 す る た め の 税 率 等 を 算 定 し 、 標 準 保 険 料 率 と し て 市 町 村 へ 示 す こ と と さ れ て お り 、 神 奈 川 県 で は 、 県 内 の 市 町 村 に 対 し 、 令 和 7 年 1 月 15 日 付 け で 標 準 保 険 料 率 が 示 さ れ た 。 こ れ ら に 伴 い 、 国 民 健 康 保 険 事 業 の 健 全 な 運 営 を 図 る た め に 、 標 準 保 険 料 率 に 準 じ た 税 率 の 改 定 等 の た め 、 本 条 例 の 一 部 改 正 を 行 う も の 。	
案 件 担 当 部 課 等 の 見 解 別 紙 、 基 本 方 針 の と お り 三 浦 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る こ と し た い 。 審 議 決 定 後 は 、 令 和 7 年 第 1 回 三 浦 市 議 会 定 例 会 に 議 案 と し て 提 出 す る こ と し た い 。	
総 合 計 画 及 び 予 算 と の 関 係 第 4 次 三 浦 市 総 合 計 画 大 綱 3 住 み 心 地 の よ い 都 市 を め ざ し て ～ 暮 ら し を 支 え る 目 標 5 安 心 で 安 全 な 生 活 環 境 づ く り 施 策 1 市 民 の 「 健 康 力 」 の 増 進 支 援	
備 考 説 明 員 押 鴨 保 険 年 金 課 長 岩 井 保 険 年 金 課 国 保 G L	